

伊根町建築物耐震改修促進計画

平成30年12月

伊 根 町

目 次

はじめに.....	1
1. 計画の背景.....	1
2. 目的.....	1
3. 位置づけ.....	2
4. 計画期間.....	2
第1章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標.....	3
1. 想定される地震の規模、被害の状況.....	3
2. 住宅の耐震化の現状と目標.....	4
(1) 耐震化の現状.....	4
(2) 耐震化の目標.....	4
3. 公共建築物の耐震化の現状と目標.....	5
(1) 耐震化の現状.....	5
(2) 耐震化の目標.....	6
4. 耐震化施策の現状と実績.....	6
(1) 伊根町木造耐震診断士派遣事業.....	6
(2) 伊根町木造住宅耐震改修等事業.....	6
第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項.....	7
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針.....	7
2. 耐震診断及び耐震改修に係る取り組みの推進.....	7
(1) 町域の耐震化状況を踏まえた取り組みの推進.....	7
(2) 緊急性や公益性による優先順位に配慮した取り組みの推進.....	7
(3) 適切な役割分担による取り組みへの推進.....	7
3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策.....	7
(1) 木造住宅の耐震診断.....	7
(2) 木造住宅の耐震改修.....	7
(3) 特定建築物の耐震化の支援策.....	8
3. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備.....	8
4. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み.....	8
(1) 地震ハザードマップの活用.....	8
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実.....	8
(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導.....	8
(4) 自治会等との連携.....	9
5. 地震時の総合的な安全対策に関する取り組み.....	9
(1) 屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策.....	9
(2) ブロック塀等の安全対策.....	9
(3) 建築物の不燃化の促進.....	9

第3章 その他の耐震化の促進に必要な事項.....	10
1. 国・府等との連携.....	10
2. 計画の推進体制.....	10
第4章 参考資料.....	11
特定建築物の一覧表.....	12
法第7条第2項の特定建築物等の指示等を行う建築物の選定.....	13
各ランクの建築物の耐震性能.....	14
用語説明.....	15
【あ行】.....	15
【か行】.....	15
【さ行】.....	19
【た行】.....	22
【は行】.....	22
【ま行】.....	23

はじめに

1. 計画の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では古い建築基準で建てられた建物（昭和56年5月31日以前に建築着工されたもの）の倒壊等により、多くの方が亡くなりました。また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成23年3月東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。また、東海地震、東南海・南海地震等については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されています。

伊根町の周辺においても、郷村断層など強い地震を起こす恐れのある断層帯があり、これらを震源とする地震が発生した場合には多数の死傷者の発生や甚大な建物被害が起こることを認識し、地震から人的・経済的被害の軽減を図るため住宅・建築物の耐震化を進めることが必要です。平成17年9月に、国の中央防災会議において「建築物の耐震化緊急対策方針」が決定され、地震による被害軽減対策の中でも死者数軽減（半減）の最も効果的なものが、「建築物の耐震化」であるとの指摘がなされました。

こうした目標達成のため、平成17年11月7日に「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」を柱として「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）が改正されました。法改正に伴い、建築物の計画的な耐震化を図るため、国は建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本方針を定めました。耐震改修促進法は平成25年に改正され、一定規模・用途の建築物に耐震診断が義務付けられるなど耐震改修の促進に向けた取り組みが強化されました。

平成25年耐震改修促進法改正の概要

- ア 耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表
要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物について、それぞれ定められる期限までの耐震診断実施・報告の義務化及び結果の公表
- イ 現行の建築基準法令に適合しない全ての建築物の所有者に対する耐震診断と必要に応じた耐震改修の努力義務の創設
- ウ 耐震改修計画の認定基準の緩和と容積率・建ぺい率の特例措置の創設
- エ 耐震性に係る表示制度の創設
- オ 区分所有建築物（マンション等）の耐震改修に係る認定制度の創設 等

このような背景から、本計画において伊根町の耐震化の促進に取り組むための目標や施策を定めるものです。

2. 目的

今後発生すると考えられる地震により想定される被害の軽減を目指し、町民の生命と財産を保護するため、日常生活において最も滞在時間の長い住宅、不特定多数の人が利用する特定建築物及び防災拠点となる公共建築物の耐震診断及び耐震改修を計画的かつ総合的に促進し、災害に強い町づくりを実現することを目的とします。

3. 位置づけ

平成25年11月の法改正、また平成29年2月の京都府建築物耐震改修促進計画の改訂を受け、伊根町においても国・府と連携して、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修に関する施策を計画的かつ効果的に推進するため、平成22年3月策定の本計画の改訂を行い、伊根町内の建築物の地震に対する安全性の継続的な向上を目的として、耐震化の目標や施策等を定めます。

4. 計画期間

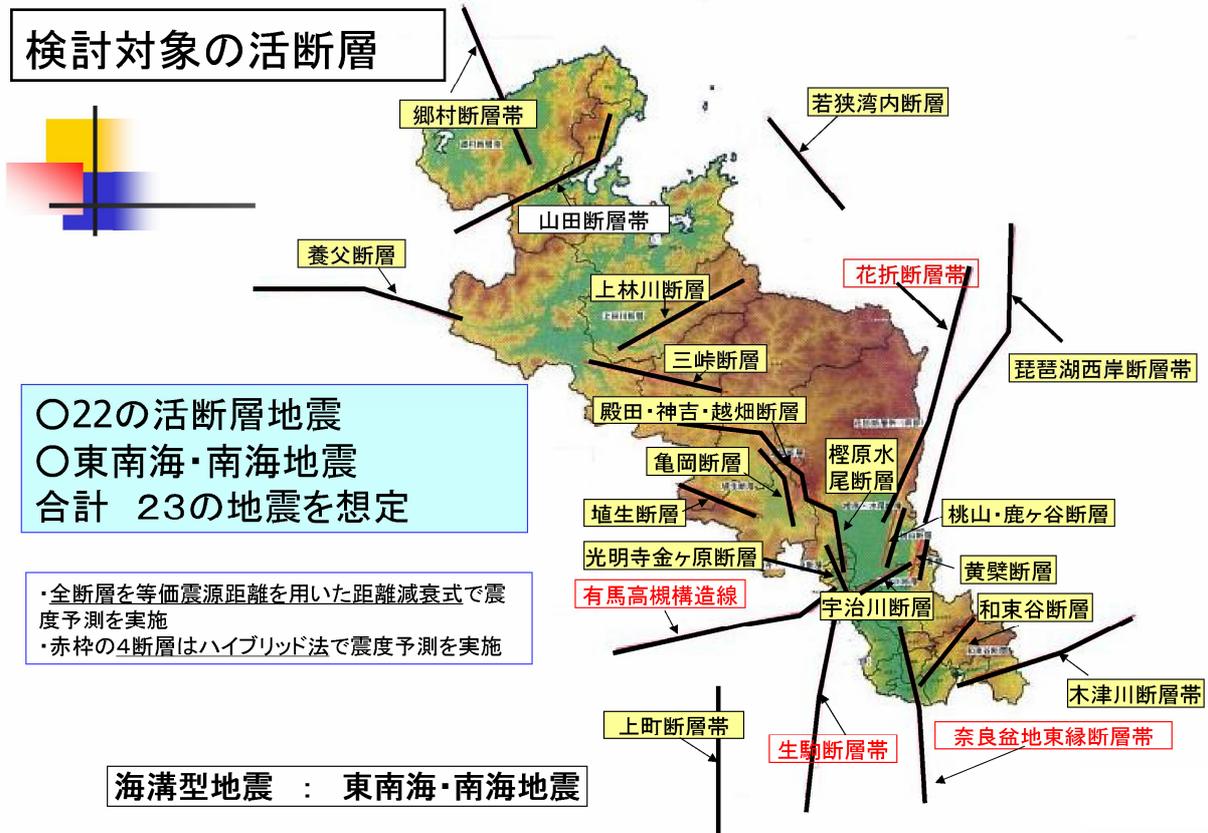
計画期間は平成30年度から平成37年度までとし、計画期間内においても、必要に応じて見直しを行うものとします。

第1章 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

1. 想定される地震の規模、被害の状況

「京都府地震被害想定調査」に基づき地震の規模、建物倒壊などの被害状況を示す。内陸型地震では郷村断層帯、山田断層及び若狭湾内断層とし、海溝型地震では東南海・南海地震同時発生とする。

検討対象の活断層



① 建物被害

想定地震	最大予測地震	建物数量	建物数量(木造)	建物数量(非木造)	建物全壊	建物半壊	焼失建物
若狭湾内断層	7	4,176	4,023	153	770	1,100	310
山田断層	6強	4,000	3,900	120	600	950	50
郷村断層	6強	4,000	3,900	120	480	880	50
東南海・南海地震	5弱	4,000	3,900	120	40	110	-

② 人的被害

想定地震	昼間人口	夜間人口	死者数	負傷者数	要救出者数	避難者数【短期】	避難者数【長期】
若狭湾内断層	1,884	2,045	100	330	40	1,050	340
山田断層	2,500	2,700	10	30	40	1,100	710
郷村断層	2,500	2,700	10	30	30	960	620
東南海・南海地震	2,500	2,700	10	0	0	110	0

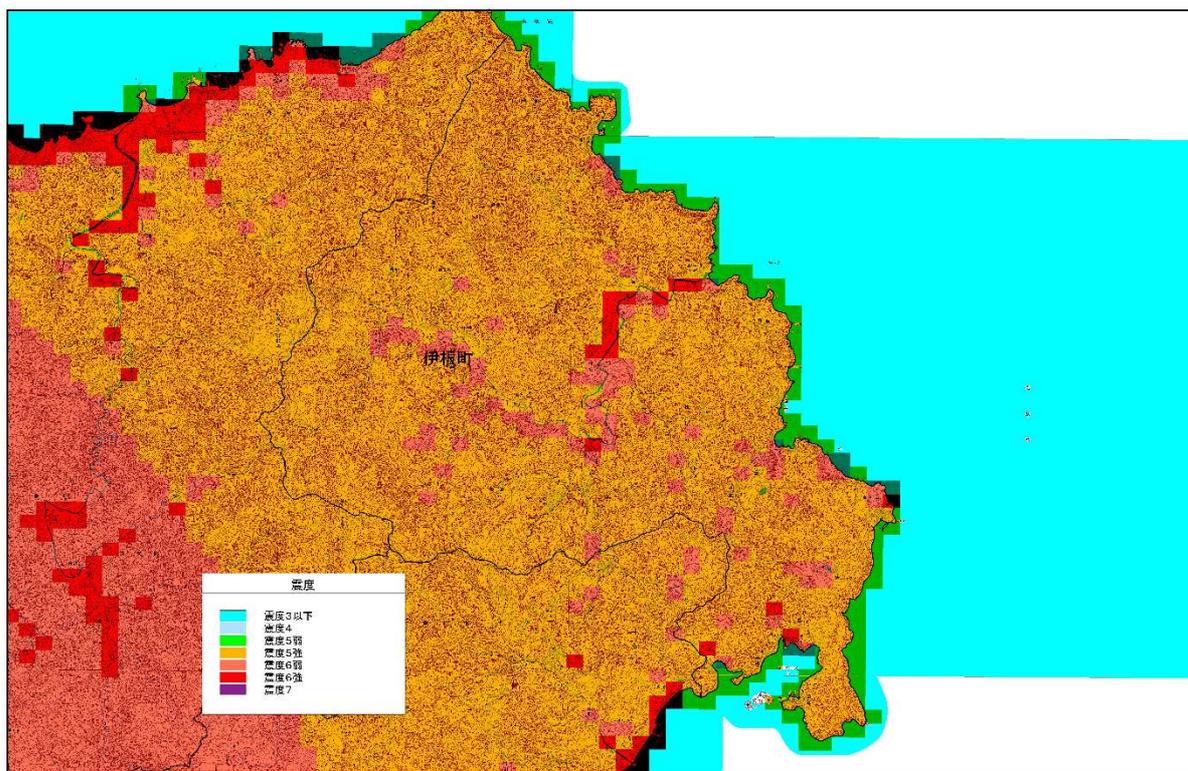
* 京都府地震被害想定調査結果（平成20年、平成29年）

震度分布図・液状化危険度分布図（京都府地震被害想定調査より）

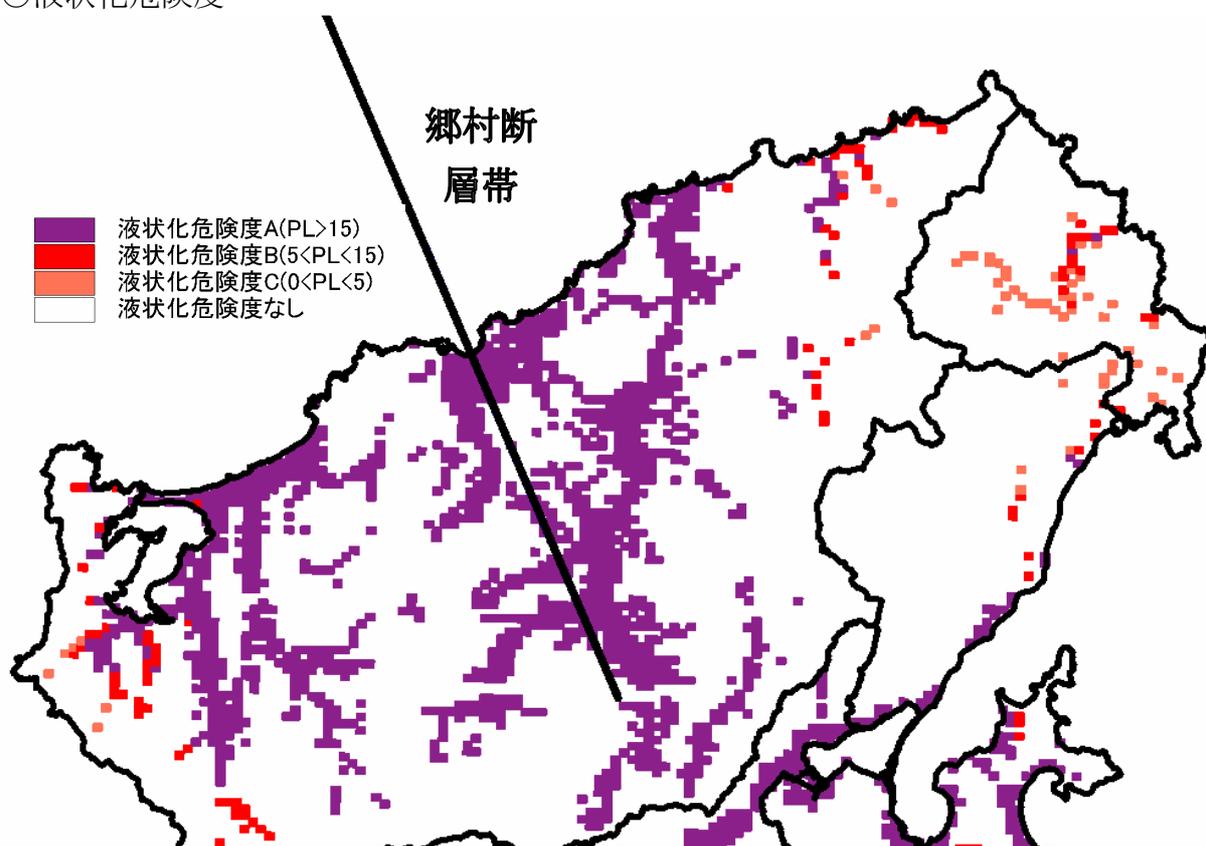
① 郷村断層

町内の一部に震度6強が予想されます。

○震度分布図



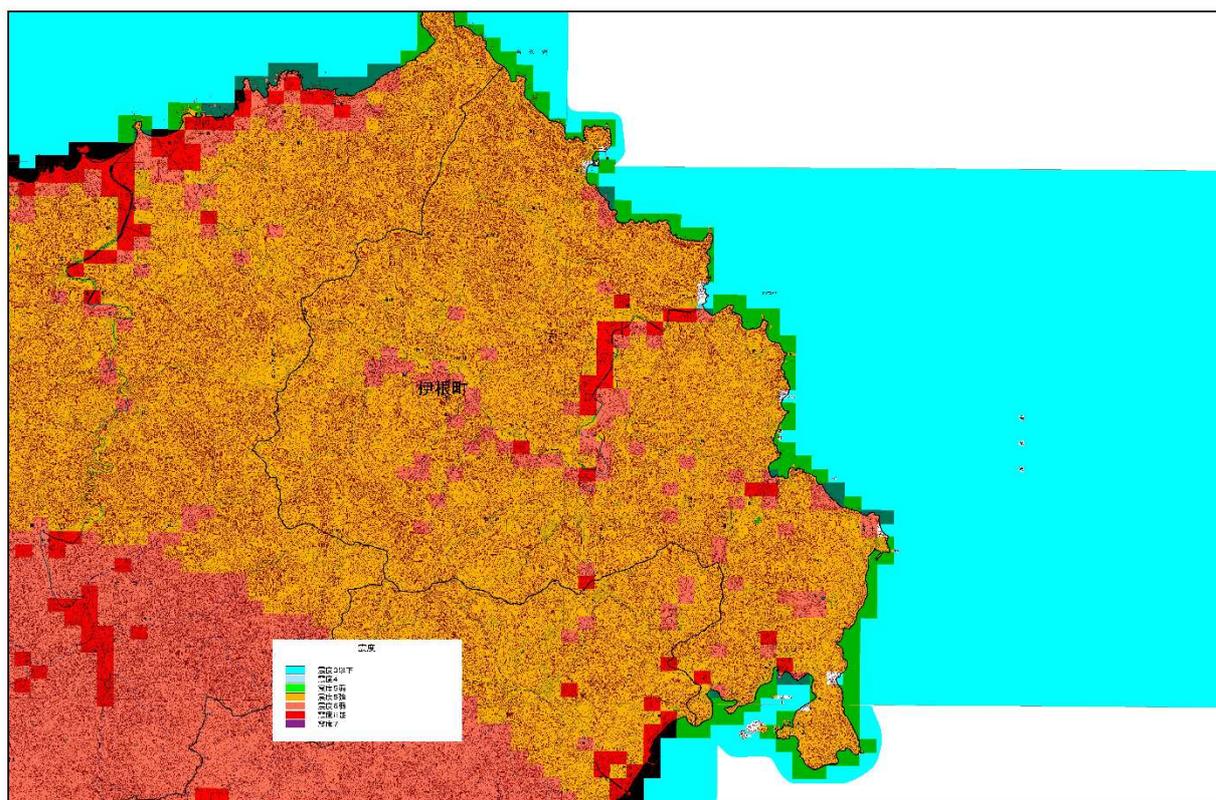
○液状化危険度



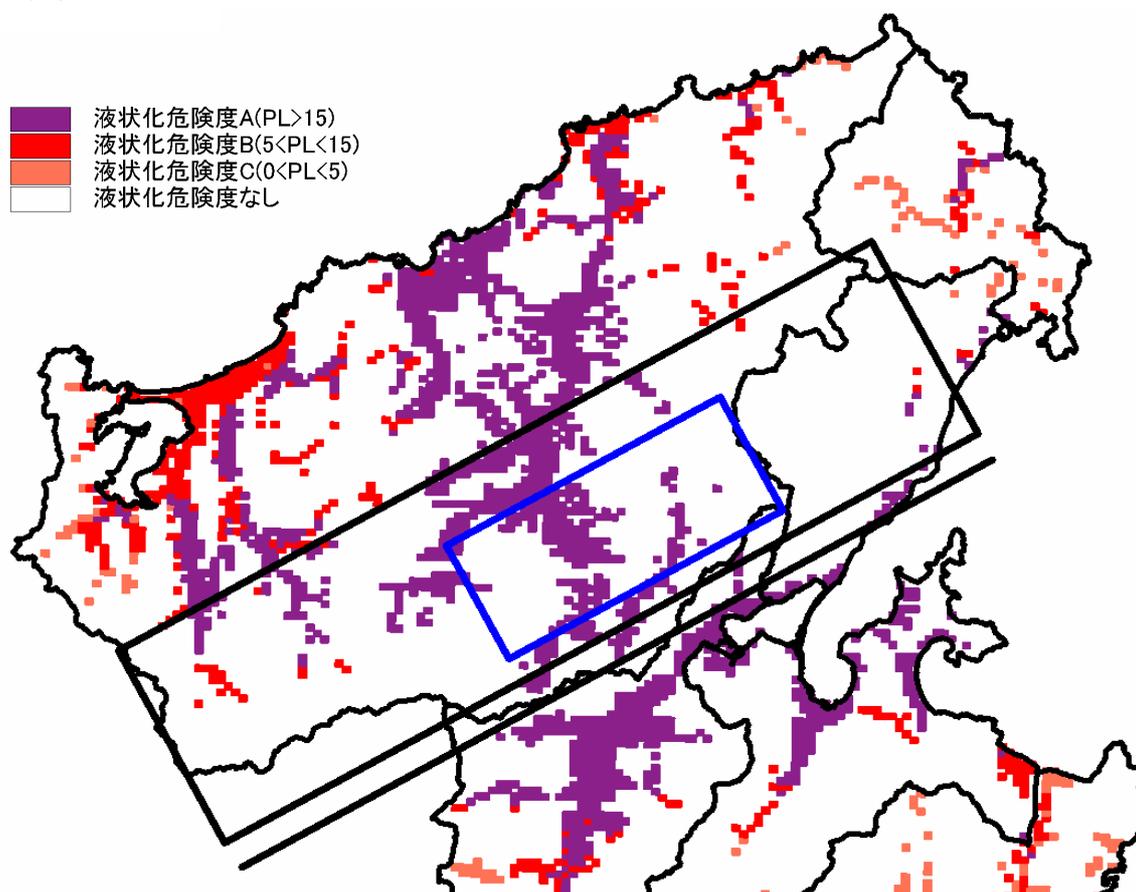
② 山田断層

町内の一部に震度6強が予想されます。

○震度分布図



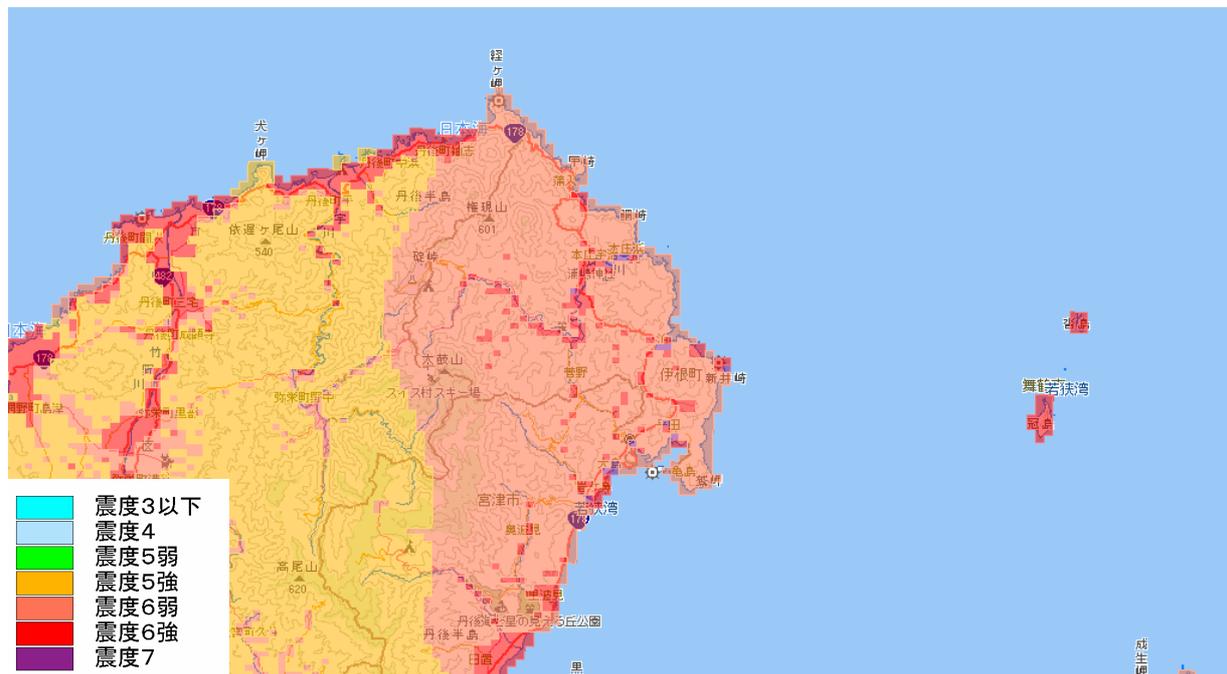
○液状化危険度



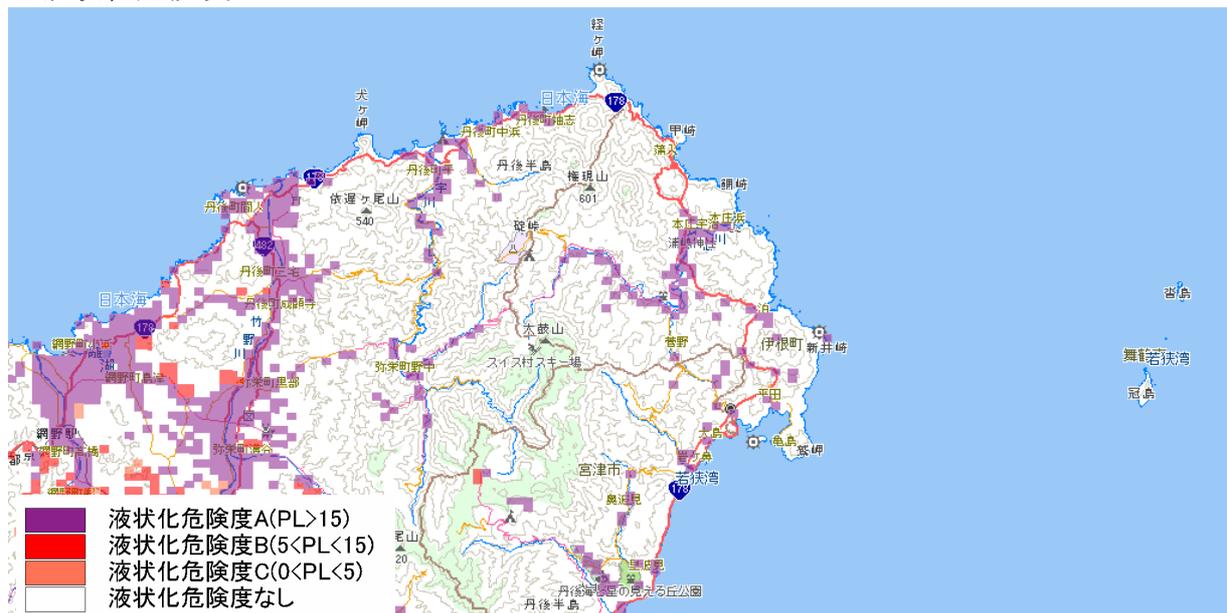
③ 若狭湾内断層

町内の一部に震度7が予想されます。

○震度分布図



○液状化危険度



2. 住宅の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

建築物の耐震基準は、昭和53年の宮城県沖地震を契機に、建築基準法の耐震基準が抜本的な見直しが行われ、昭和56年6月1日に新耐震基準が施行された。この新耐震基準で建てられた建築物は、阪神、淡路大震災でも被害が少なかったことから、地震に対する一定の安全性が確保されていると考えられている。そのため、建築年代を基に、既存建築物の耐震化状況の把握を行う。本町は、「住宅・土地統計調査」の公表対象となる基準を満たしていないため、住宅の耐震化の状況の把握は、平成30年の家屋課税台帳をもとに行った。

伊根町の年代別住宅数（棟数・人が居住している住宅）は、昭和56年以降建設の住宅数が951戸であり、住宅の耐震化率は約58.0%となっております。

京都府全体の81%、国の82%と比べて低い状況となっております。

また、伊根町の全住宅のうち、本造戸建住宅が占める割合は95.7%となっております。

区分	昭和56年以降の住宅	昭和55年以前の住宅②(戸)	総住宅数④ (戸)	耐震性有住宅数⑤(戸) (①+③)	耐震化 (%) ⑤/④
	① (戸)	うち耐震性あり ③ (戸) 注			
住宅全体	951	919 134	1,870	1,085	58.0
木造住宅	910	881 106	1,791	1,016	56.7
非木造住宅	41	38 28	79	69	87.3

(平成30年1月家屋課税台帳)

注)「昭和55年以前の住宅棟数」のうち「耐震性がある住宅棟数」は、国の、平成14年3月末の都道府県によるアンケート調査（耐震診断を実施したもののうち、耐震性がないと判断されたものの割合）をもとに推計し、昭和56年以前の戸建て住宅のうち耐震性が不十分なものの割合を8.8%（耐震性があり1.2%）、同じくマンションのうち耐震性が不十分なものの割合を2.4%（耐震性があり7.6%）であるとしています。

(2) 耐震化の目標

耐震改修に係る国の基本方針及び府の促進計画を踏まえて、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅の耐震化に関する取り組みを実施します。京都府では平成37年に減災化率を97%、そのうち住宅の耐震化率を95%にする目標とし、南海トラフ地震及び直下型地震により想定される死者数を平成21年時点から7割減少させることを目標としています。

伊根町の住宅耐震化率は、58.0%（平成30年家屋課税台帳）であり、耐震化率の向上を目標とするとともに、減災に関する幅広い対策を施された住宅（減災化住宅）の促進を行います。平成37年に減災化された住宅の率を97%に、そのうち耐震化の率を95%に近づくことを目標とします。

3. 公共建築物の耐震化の現状と目標

(1) 耐震化の現状

町の公共施設は（防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査等について（平成30年度末））、27棟、そのうち昭和56年以前に建設された15棟が非耐震で全体の建物の55.6%となります。

55.6%のうち、耐震診断が終了している建物は46.7%、耐震改修工事が終了している建物は20.0%、公共施設全体の耐震化率は55.6%となります。

区分	項目	全施設数 A	全棟数 B	S56以前 建築の棟数 C	全棟数に占める割合 C/B	耐震診断実施の棟数					耐震診断未実施の棟数 J	H29年度末	H29年度末	H29年度末	H29年度末	
						(E~Hの計) D	改修の必要がない棟数 E	改修の必要な棟数				耐震化済の棟数 E+F+G+I	耐震診断 実施率 D/C	改修率 I/C	耐震済棟数 (B-C)+I	耐震率 (B-C)+I/B
								H28年度末 改修済 F	H29年度改修 G	その他 H						
1	社会福祉施設	3	3	1	33.3%	0	0	0	0	0	0	1	0.0%	0.0%	2	66.7%
2	文教施設 (校舎・体育館)	6	6	3	50.0%	3	0	3	0	0	3	0	100.0%	100.0%	6	100.0%
3	庁舎	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	1	100.0%
4	県民会館・ 公民館等	3	3	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	3	100.0%
5	体育館	4	4	4	100.0%	1	0	0	0	1	0	3	25.0%	0.0%	0	0.0%
6	診療施設	2	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	2	100.0%
7	消防本部・ 消防署所	0	0	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	-
8	その他	5	8	7	87.5%	3	0	0	0	3	0	4	42.9%	0.0%	1	12.5%
	合計	24	27	15	55.6%	7	0	3	0	4	3	8	46.7%	20.0%	15	55.6%

防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査等について（平成30年3月）

(2) 耐震化の目標

公共施設については、不特定多数の利用者があり、庁舎、学校、病院等、災害時の活動拠点及び避難所として重要な機能を果たすことから、耐震化を促進する必要性が高く、優先順位をつけて計画的かつ重点的に耐震化を図ります

なお、全ての教育施設（小・中学校）は耐震化改修工事又は改築を終えております。

4. 耐震化施策の現状と実績

(1) 伊根町木造耐震診断士派遣事業

平成23年度から「伊根町木造住宅耐震診断士派遣事業」として、木造住宅で耐震性の低い住宅の耐震診断を希望する町民に対して耐震診断士を派遣し、耐震診断を行っています。

年度別耐震診断件数

(件)

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	計
耐震診断	4	2	3	1	1	1	1	13

(2) 伊根町木造住宅耐震改修等事業

平成23年度から「伊根町木造住宅耐震改修等事業」として、木造住宅で耐震性の低い住宅の耐震化にかかる費用の一部を補助しています。

年度別耐震改修補助件数

(件)

年度	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	計
本格改修	1	0	0	0	0	0	0	1
簡易改修	0	0	0	0	0	0	0	0

第2章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策 に関する事項

1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取り組み方針

大地震による災害から町民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限にとどめるためには、町はもとより町民一人ひとりが自発的、かつ積極的に、防災の役割を果たしていくことが極めて重要であり、町民は「自らの命は自ら守る」「自らの地域は皆で守る」という地震対策の基本に立ち、家庭や事業所における地震対策、地域における住民相互の協力による防災活動を行う必要があります。本計画では、基本方針において、住民・建物所有者が自主的に耐震化へ取り組むこととし、町は、その取り組みを支援する観点から、耐震化の阻害要因を解消又は軽減する施策を展開することとします。

2. 耐震診断及び耐震改修に係る取り組みの推進

(1) 町域の耐震化状況を踏まえた取り組みの推進

伊根町周辺の活断層を震源とした地震が発生した場合、町域の中心部で住宅地が震度7の強い地震動や液状化による被害を受けることとなります。このような伊根町の各地域の耐震化状況を踏まえ、地域の住宅特性、地域特性に対応した耐震化促進の取り組みを推進します。

舟屋など歴史的建築物に関して、伝統構法に対応した耐震診断手法や、文化的・景観的価値等と調和したままでの耐震改修工法等の研究・開発や技術の普及等、町の建築物の地域特性を踏まえた取組を推進します。

(2) 緊急性や公益性による優先順位に配慮した取り組みの推進

町内の地域特性を踏まえた上で、震度の高い地域の住宅・建築物等、緊急性や公益性による優先順位に配慮した取組を推進します。

(3) 適切な役割分担による取り組みへの推進

住宅・建築物の耐震化の促進は、住民・建物所有者が、耐震対策に向け、自主的・主体的に取り組むことを基本とします。

3. 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

(1) 木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震診断の支援については、「伊根町木造住宅耐震診断士派遣事業」により耐震診断士を派遣して耐震診断を実施します。

舟屋など歴史的建築物に関しては、伝統的構法等に対する耐震診断の有効な手法が確立された場合には、支援を検討します。

(2) 木造住宅の耐震改修

木造住宅の耐震改修の支援については、「伊根町木造住宅耐震改修等事業」により住宅の所有者等が行う耐震化にかかる費用の一部を補助します。また、木造住宅の簡易改修（屋根を軽量化することなど）及び耐震シェルターの設置等、地震に対する安全

上を向上する取り組みを支援する施策を実施し、減災化住宅を推進します。

舟屋など歴史的建築物に関しては、文化的・景観的価値を残したままで住宅の安心・安全につながるような、伝統的構法等による耐震改修工事に対しても、支援を検討します。

(3) 特定建築物の耐震化の支援策

緊急性や公益性が高い住宅等の特定建築物について、耐震診断及び耐震改修に対する情報提供等の支援を行います。

3. 安心して耐震診断及び耐震改修を行うことができる環境整備

町民が安心して耐震診断等の依頼ができるように、京都府木造住宅耐震診断士として登録された建築士の活用を図ります。また、相談体制を充実させるとともに、ホームページなどを利用し情報提供を積極的に行い、安心して建築物の耐震診断及び耐震改修が行える環境を整備します。

4. 耐震化に関する啓発及び知識の普及に関する取り組み

(1) 地震ハザードマップの活用

ハザードマップは、予想される被害の区域や程度等を地図上に明示するとともに、避難場所や危険箇所等の避難情報をわかりやすく表示しており、身近に保管し活用されるよう啓発します。

*地震ハザードマップ 平成22年3月に全戸配布

建物危険度マップ：地震が発生した際に建物が倒壊する危険性がどの程度高いかを表したもの

揺れやすさマップ：伊根町への影響が大きい想定される活断層地震及び海溝型地震の予測震度を重ね合わせて、それぞれの地域で生じるおそれがある最大の揺れを表したもの

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

京都府や建築関連団体と連携し、耐震に関する相談の体制と仕組みづくりを進めます。耐震に関する講習会等を京都府、近隣市町村と連携して実施します。耐震に関するホームページを充実させ、パンフレットやチラシを活用し、情報提供の充実を図ります。

(3) リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、住宅設備のリフォームやバリアフリーなど他の目的の改修時にあわせて実施することで、コストや手間を軽減できることを周知し、それらのリフォームにあわせた耐震診断、改修が促進されるよう努めます。また、リフォーム事業者に対して、耐震改修の支援制度についての情報提供を行います。

（４）自治会等との連携

自治会や自主防災組織と連携しながら、地域の安全・安心の防災まちづくりの推進に積極的に取り組み、その活動を通して、耐震改修の意義や必要性についての町民意識啓発を行います。

５．地震時の総合的な安全対策に関する取り組み

（１）屋外広告物、ガラス、外壁材、天井等の落下防止対策

屋外広告物については、適切な設計・施工や、維持管理についての啓発に努めるなど屋外広告物の安全性の注意喚起を行います。

窓ガラス、外壁等の落下防止対策についても、災害時の被害を軽減する上で重要であり、飛散防止フィルムを貼ることや窓の改修工事、外壁の改修工事等の対策の普及啓発を行います。

さらに、不特定多数の利用する大規模空間を持つ建築物の天井等は、災害時の崩落防止対策を行うよう施設の所有者及び管理者に注意喚起を行います。

（２）ブロック塀等の安全対策

住宅地の敷地境界に設置されたブロック塀は、地震時に倒壊の危険性があり、人命を損なったり、避難の障害になる恐れがあることから、ブロック塀の全対策を進めるため、ブロック塀の撤去費についても助成対象とすることを検討します。

自治会、自主防災組織及び教育委員会等と連携を図り、地域住民が避難時に利用する道路、通学路等の沿道のブロック塀の安全点検の取組を進めます。

（３）建築物の不燃化の促進

地震発生に伴い、火災の発生の危険性が高まることから、本造家屋の密集地の延焼を抑制し、避難路・避難地等の安全度を高めるため、本造家屋の密集地や避難路等の沿道の建築物について、耐震改修促進とあわせて不燃化促進を図り、より安心安全なまちづくりを推進します。

第3章 その他の耐震化の促進に必要な事項

1. 国・府等との連携

国の基本方針や京都府耐震改修促進計画により実施される京都府の施策と連携を取り、伊根町においてより効果が上がるよう取り組みます。また近隣市町村とも連携を取り、意見交換や広域的な施策に取り組みます。

2. 計画の推進体制

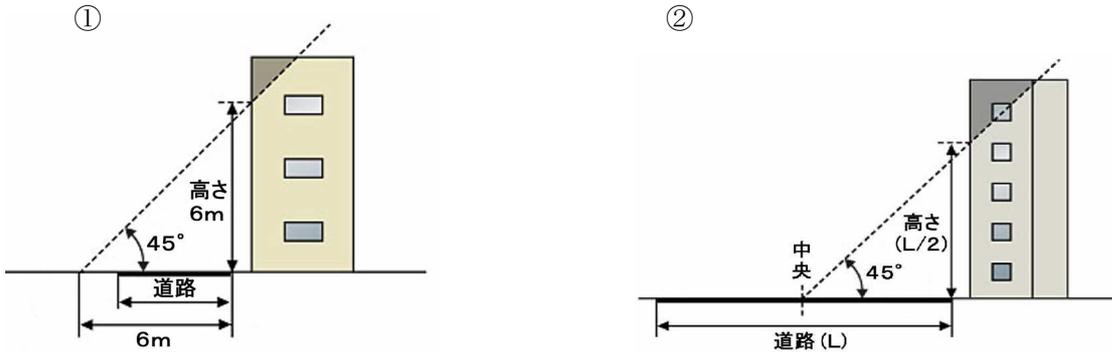
京都府及び関係団体等で組織される、円滑かつ適切な耐震診断・耐震改修が行われることを目的とし「京都府住宅耐震化促進連絡会議」を活用し、関連業界に対して耐震改修助成制度等の周知を図るなど耐震化促進に向けた広報、啓発活動を実施します。

第 4 章 参考資料

特定建築物の一覧表

番号	用途	規模要件	指示対象となる規模要件
1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む
2	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
3	体育館(一般公共の用に供されるもの)	階数1以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
4	ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
5	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
6	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
7	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
8	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
9	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
10	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
11	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
12	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
13	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
14	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
15	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
16	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	750㎡以上
17	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
18	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
19	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
20	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
21	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
22	工場(危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物を除く)	階数3以上かつ1,000㎡以上	—
23	車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
24	自動車車庫その他の自動車または自転車の停留または駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
25	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	2,000㎡以上
26	危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上
27	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	建築物のいずれかの部分の高さが次のいずれかを超えるもの ①前面道路の幅員が12m以下の場合、6m ②前面道路の幅員が12m超の場合、その1/2 (解説図参照)	—

(解説図)



法第7条第2項の特定建築物等の指示等を行う建築物の選定

法	用途	用途	指示する建築物	公表する建築物 (指示したものに に限る)	建築基準法 に基づき勸 告・命令する 建築物 (原則、公 表したもの に限る)		
法第7条第2項の特定建築物	① 災害時に重要な機能を果たす建築物	ア 災害応急対策全般の企画立案、調整等を行う施設	診断	法第7条第2項の特定建築物	昭和46年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物	—	
		イ 住民の避難所等として使用される施設					小・中学校、盲学校、聾学校若しくは養護学校等 集会所・公民館・体育館 幼稚園、保育所など
		ウ 救急医療等を行う施設					病院、診療所
	エ 災害時要援護者を保護、入所している施設	老人ホーム、老人短期入所施設、児童厚生施設、身体障害者福祉ホーム等	改修	ランク2・3の建築物	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物	
	オ 交通の拠点となる施設	車両の停車場または船舶の発着場を構成する建築物で旅客の乗降または待合の用に供するもの	改修	ランク2・3の建築物	昭和46年以前の建築物 所管行政庁の長が特に必要と認めた建築物	—	
	② 不特定多数の者が利用する建築物	百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗					
		ホテル・旅館					
		劇場、観覧場、映画館、演芸場					
		博物館、美術館、図書館					
		展示場					
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ等							
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行等							
遊技場							
ボーリング場、スケート場、水泳場等	改修	ランク2・3の建築物	ランク3の建築物	ランク3の建築物			
公衆浴場							
自動車車庫または自転車の停留または駐車のための施設							
③ 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物	—	改修	ランク2・3の建築物	—	—		

各ランクの建築物の耐震性能

	耐震性能		基準
ランク 1	所要の耐震安全性が確保されているが、防災拠点としての機能確保が困難	震度 6 強程度の地震で倒壊は免れる	1 s が 0.6 以上、0.75 未満かつ、q が 1.0 以上、1.25 未満
ランク 2	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性がある	震度 6 強程度の地震で倒壊するおそれ	ランク 3 以外で、1 s が 0.6 未満の場合、または q が 1.0 未満の場合
ランク 3	地震の震動および衝撃に対して倒壊し、または崩壊する危険性が高い	震度 5 強程度の地震で倒壊するおそれ	1 s が 0.3 未満の場合または q が 0.5 未満

注 1 1 s : 耐震診断で算出する構造耐震指標。建物の耐震性能をあらわす数値。0.6 以上は震度 6 強程度まで安全と判断されるが、震度 7 の場合は 0.75 ~ 0.9 程度必要となる。

注 2 q : 必要な保有水平耐力に対する保有水平耐力の比率。

注 3 耐震性能の震度表記は、現行建築基準法の保有水平耐力の検討が、300 ~ 400 gal (震度 6 強) であること、構造耐震指標 1 s = 0.6 は現行建築基準法とほぼ同等であることから、一般に分かり易い震度表記とした。

用語説明

【あ行】

○I s 値

I s 値とは『構造耐震指標』と呼ばれる、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋 コンクリート造等の建築物に対する耐震診断で判断の基準となる値です。

一般的な I s 値の目安は以下の通りです。(旧建設省告示)

I s 値 0.3 未満……………破壊する危険性が高い

I s 値 0.3 以上 0.6 未満……………破壊する危険性がある

I s 値 0.6 以上……………破壊する危険性が低い

○I w 値

本造住宅の耐震診断において、地盤・基礎、壁の配置バランス、壁の量の評価、老朽度の各項目について評点をつけ、総合的な評点を本造耐震性能指標 (Iw 値) として分析したもので、以下のとおり、総合評点により危険度が判定されます。

Iw 値 0.7 未満……………危険度が高い。

Iw 値 0.7 以上 1.0 未満……………危険性がある。

Iw 値 1.0 以上……………危険性が低い

○伊根町地域防災計画

伊根町域における災害に対処し、町民の生命、身体および財産を保護するため、伊根町が災害対策基本法に基づき策定している計画です。防災に関し、町等が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めています

【か行】

○活断層

最近の地質時代 (第四紀: 約 200 万年前から現在) に繰り返し動き、将来も活動することが推定される断層です。

注1 「新編日本の活断層」(活断層研究会編、1991 年) による

○緊急輸送道路

災害時の拠点施設を連結する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路のことです。京都府が指定する緊急輸送道路は、第1次緊急輸送道路(府県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港と幹線道路施設を連絡する道路)と第2次緊急輸送道路(第1次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点等を連絡する道路)に分かれています。

○減災

災害による人命、財産ならびに社会的・経済的混乱を減らすための試み。減災のためには、地震、台風、集中豪雨などの災害について、被害想定やハザードマップなどを活用して正しく理解すること、災害に備えることで、私たち自身、あるいは地域自体が持っている災害に対処できる能力(地域の防災力)を高めることが大切です。

○建築基準法(昭和二十五年五月二十四日法律第二百一号)

「第十条第一項及び第二項」

第十条 特定行政庁は、第六条第一項第一号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の

劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

- 2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備（いずれも第三条第二項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。）が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。
- 4 第九条第二項から第九項まで及び第十一項から第十五項までの規定は、前二項の場合に準用する。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）

阪神・淡路大震災の教訓をもとに平成7年12月25日に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が施行され、新耐震基準を満たさない建築物について積極的に耐震診断や改修を進めることとされました。さらに、平成17年11月7日に改正耐震改修促進法が公布され、平成18年1月26日に施行されました。大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断・改修を早急に進めるため、数値目標を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務付けられました。

○建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年十月二十七日法律第二百二十三号）

「第五条から第七条」「第十二条、第十五条」

（都道府県耐震改修促進計画等）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
 - 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
 - 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
 - 四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
 - 五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
- 3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。
 - 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第三条第二項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を

行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第三条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第十九条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第三条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第一号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者がいるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第三項第五号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
（市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第十条第一項から第三項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

第七条 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第五条第三項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

第十二条 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第四条第二項第三号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等)

第十五条 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第一号から第三号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあっては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物

二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物

三 前条第二号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

四 前条第三号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前二項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第十三条第一項ただし書、第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

【さ行】

○災害時要援護者

災害発生時に各種警報や情報の入手が困難で、避難等に介助が必要な乳幼児、重篤な傷病者、障害者、高齢者、妊婦、外国人等の方です。

○在来木造住宅

柱と梁を主とし、筋交いや構造用合板等で構造的な壁をつくる一般的な本造工法です。

○地震発生確率

国の地震調査研究推進本部・地震調査委員会が、過去のデータから将来の地震発生確率を統計的に予測した確率値です。計算手法は、想定された地震が発生しない限り、発生確率の値が時間の経過とともに増加する手法が用いられており、評価基準日は平成30年1月1日の値です。

○町耐震改修促進計画

都道府県耐震改修促進計画を受けて、町の区域内の建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための計画です。

○所管行政庁

耐震改修促進法第2条第3項に定められているもので、伊根町では、京都府が建築基準法による特定行政庁として所管行政庁としての役割を果たします。

○住宅・土地統計調査

我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査です。住宅および世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を、全国および地域別に明らかにすることを目的に、総務省が5年ごとに実施しています。最新の調査結果は、平成25年のものがあります。

○新耐震基準

建築基準法の改正により、昭和56年6月1日から導入された基準で、それ以前の基準を旧耐震基準といい区別しています。この新耐震基準は、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標に、大地震時に必要な保有水平耐力（建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さ）を建物が保有しているかどうかを検討するように規定しています。

○震度（計測震度）

震度は、ある地点での地震動の強さの程度を表すもので、我が国では震度計を用いて、以下の表に示す10段階で観測します。

また、以下の表はある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示しています。

震度階級による状況（気象庁震度階級関連解説表）

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物
0	人は揺れを感じない。				
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。				
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。			
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。		
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。		
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも壁、梁(はり)、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。

【た行】

○耐震診断

住宅や建築物が地震に対してどの程度被害を受けるかといった地震に対する強さ、地震に対する安全性を評価することです。

○耐震改修

現行の耐震基準に適合しない建築物の地震に対する安全性の向上を目的に、増築、改築、修繕若しくは模様替え、または敷地の整備（擁壁の補強など）を行うことです。

○耐震化率

国土交通省が耐震改修促進法に基づいて目標として示している、建築基準法の耐震基準を満たしている建築物の割合です。

○耐震基準

宮城県沖地震（昭和53年M7.4）等の経験から、昭和56年6月に建築基準法の耐震基準が大幅に見直されて改正施行されました。この基準を「新耐震基準」と呼び、その後、数度の見直しが行われています。新耐震基準では、設計の目標として、大地震（関東大震災程度）に対しては建築物の構造上の主要な部分にひび割れ等の損傷が生じて、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないこととしています。

○中央防災会議

災害対策基本法に基づいて設置された内閣総理大臣を長とし、内閣府に事務局を置く会議です。

○伝統構法

昔の農家・町家などに用いられている日本の伝統的技術が生かされた構法です。地域の気候・風土に適応してわが国の本造建築物の主要な構法として発展してきました。土壁が基本で、貫（ぬき）や差し鴨居（かもい）等が多く用いられています。

○東南海・南海地震

「東南海地震」とは、遠州灘西部から紀伊半島南端までの地域で発生する地震で、「南海地震」とは、紀伊半島から四国沖で起こる地震です。東南海・南海地震はこれまで過去に100～150年間隔で繰り返し発生しており、今世紀前半に発生する可能性が高いと予想されている巨大地震です。

○特定建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」で定められている学校・病院・ホテル・事務所等一定規模以上の多数の人々が利用する建築物、危険物の貯蔵場・処理場や、地震により倒壊し道路をふさぐ恐れがある建築物のうち、建築基準法の耐震関係規定に適合しない建築物です。

【は行】

○ハード面での対策（⇔ソフト面での対策）

ハード面での対策は、住宅・建築物の建替えや耐震改修による工事を伴う耐震化対策。一方、ソフト面での対策は、組織づくりや情報提供のしくみ作りなどによる工事を伴わない対策です。効果的に耐震化を進めるために、ハード面での対策と並行して、ソフト面の対策を充実させる必要があります。

○ハザードマップ

災害予測図、危険範囲図、災害危険個所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したものです。地震防災ハザードマップ、洪水ハザードマップ、宅地ハザードマップ等、それぞれの災害の種類に応じて作成されています。通常は、危険度を色分け表示した地図に、避難所、病院等の情報をわかりやすく表現しています。

○バリアフリー

日常生活や社会生活を営む上での障害（バリア）をなくすことを言います。住宅においては、床の段差の解消、手すりの設置等があります。

【ま行】

○マグニチュード

震源から放出される、地震のエネルギーの大きさを表した指標値で、Mで表します。

○密集市街地

防災上危険な地区として、狭小な敷地に高密度に建築物が建て並び、老朽本造建築物が多く存在する地区です。国土交通省の事業等においては、地区の要件の一つとして、住宅戸数密度が30戸/ha以上の地区として定義されています。